



# 会津農林事務所農業振興普及部だより

Vol. 264 (平成29年9月12日発行)

編集・発行	■会津農林事務所農業振興普及部	農業振興課	0242-29-5303
住所	■〒963-8501	地域農業推進課	29-5306
	会津若松市追手町7-5	経営支援課	29-5307
HP	■www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36240a/	有機農業担当	29-5317

## 松本義明・福子夫妻(猪苗代町)が第58回福島県農業賞を受賞！！

平成29年8月29日(火)に杉妻会館(福島市)において、第58回福島県農業賞表彰式が開催され、猪苗代町で「トマト(施設)+水稻」を経営している松本義明・福子夫妻が、農業経営改善部門で県農業賞を受賞しました。

福島県農業賞は、本県農業分野で最も権威のある賞であり、先駆的な生産技術に意欲的に取り組み、他農業経営者の模範として、将来にわたり、地域農業の振興を支えると認められるモデル経営体等を表彰しています。

松本夫妻は、平成4年からトマトの施設栽培(10a)に組み込み、栽培技術の習得に励むとともに、栽培面積と管理労力のバランスを考慮して、単収・品質の向上に努め、現在、42aのトマト栽培では、地域性を生かした独自技術(土づくり、側枝利用技術、Uターン誘引)等の研鑽により11月上旬までの長期出荷を実現し、収益性の高い農業を実践しています。

また、トマト産地として更に発展させるため県指導農業士(12年間)、J A会津よつばばんだい

トマト生産部会長(3年間)として、地域全体のトマトの収量・品質向上に努めると共に、平成19年から研修生を受け入れ、多くの就農に結びつけるなど、地域農業の活性化に大きく貢献しています。

松本夫妻は、自己の経営における収益性の確保はもとより、地域農業の発展に向け、後継者の育成に重きを置いた姿勢が高く評価され、今回の受賞となりました。

## 第58回 福島県農業賞表彰式



松本ご夫妻 受賞の様子

## 地域農業の設計図「人・農地プラン」について話し合いませんか！！

2015農林業センサスを見ると、会津若松地区(会津若松市、磐梯町、猪苗代町)の年齢階層別の基幹的農業従事者数は、65才以上が53.3%、50才未満が27.5%というアンバランスな状況にあります。また、高齢者のリタイヤ等に伴い、耕作放棄地が拡大しています(平成27年耕作放棄地面積：458ha(5年間で29ha増加))。

そこで県は、関係機関・団体と連携し、「人と農地の問題」を解決するため、地域農業の未来の設計図となる「人・農地プラン」の作成・見直しを進めています。

人・農地プランの作成・見直しは、皆さんの集落・地域で話し合い、5年後、10年後に「集落の担い手は十分に確保されているか」、「集落の農地利用のあり方をどうすべきか」

をはじめ、近い将来の農地の出し手の状況を踏まえ、どのように利用するかなどをみんなで確認し、効率的に地域農業をできるように作成するものです。

本プランを作成することで、農地の出し手や集落に対し、様々な支援を受けることができます。管内では、会津若松市及び磐梯町で全域をカバーしたプラン(以下「広域プラン」という。)を作成し、猪苗代町においても年内に広域プランを作成予定です。広域プランがあっても、集落ごとにプランを作成することにより、様々なメリットがあります。

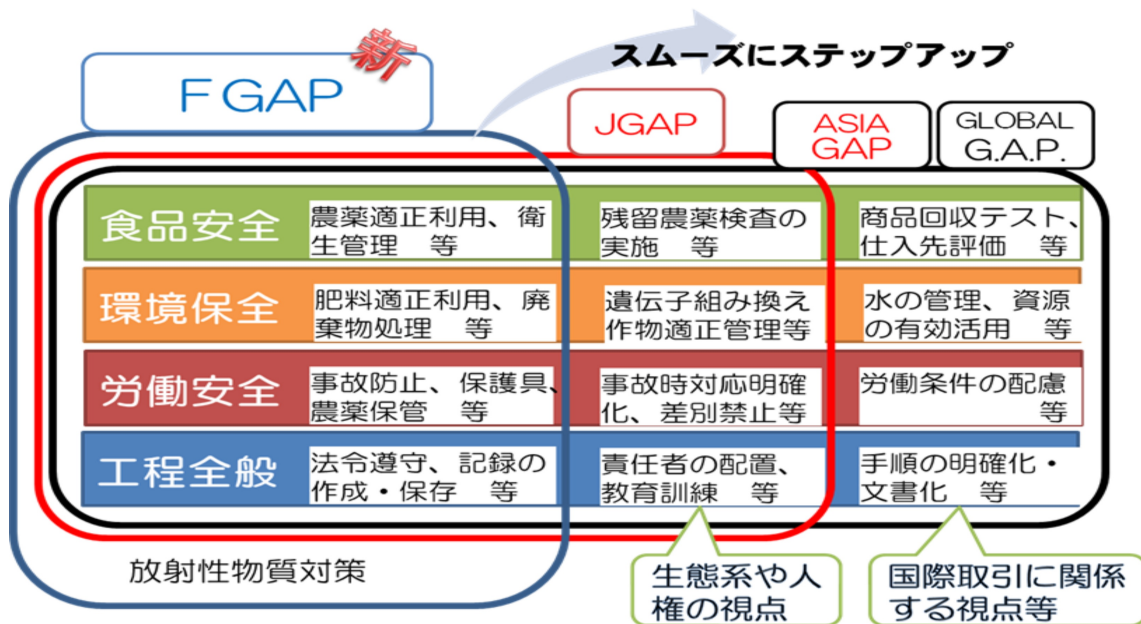
詳しくは、各市町や農業振興普及部地域農業推進課(電話：29-5306)までお問い合わせ下さい。

# ふくしま県GAP (FGAP)の認証制度がスタート！！

原発事故に伴う放射性物質の検出、残留農薬の検出、偽装表示など、消費者の「食の質(安全)」に対する関心が高まっています。さらに、昨今は、農作業事故の発生などを踏まえた「農業(生産)の質」の向上も求められています。

県では農業生産の現場で自らの農業経営を「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「工程全般」の視点で改善を図るGAP(農業生産工程管理)の取り組みを推進しています。さらに、県では農林水産省のガイドラインに準拠し、県が認証(公的認証)する「FGAP-ふくしま県GAP-」を7月から新たに制度化しました。本制度からJGAPやGLOBAL G.A.P.の取得へスムーズにステップアップすることも可能です。

GAPに関する問い合わせは農業振興普及部経営支援課(29-5307)、認証申請は農業振興課(29-5302)までお問い合わせください。



## 秋の農作業安全確認運動(9月1日～10月31日)実施中！

8月15日現在の県内での農作業中の死亡事故が既に5件もあり、うち2件が会津地方で発生しています。

慣れている作業であっても危険が伴います。「農作業事故ゼロ」を目指し、地域全体で農作業安全に取り組みましょう！

これから、秋の農作業が本格化しますので、右の3つの注意ポイントを心がけ、安全な農作業に努めましょう。



### ～農作業の3つの注意ポイント～

#### ① 事前の安全確認

作業者は、事前に使用する機械の適正な操作方法や、作業内容、段差などのほ場の状態を確認しましょう。なお、万が一に備え、農業機械の止め方を家族へ説明しておきましょう。

#### ② 家族・作業員間の「声かけ」

一人で行う作業は、事故発生時のリスクが高くなります。複数人での作業や、定期的に家族等へ連絡するなど、お互いに声をかける習慣をつけましょう。

#### ③ 特に農業機械を使う作業は「注意！」

農作業事故は、機械の誤った操作時に発生します。特に斜面・急カーブなど不安定な場所や、後退(死角の発生)時などの操作時は、特に注意しましょう。また、機械の点検・清掃時は、必ず「エンジンを停止」して実施しましょう！

# 平成30年産から米政策が変わります！

国は、生産者や集荷業者・団体が、今後の需要動向を踏まえて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにして、経営の自由度を拡大することをめざし、次年度（平成30年産）から米政策を見直します。

今回の見直しにより、国による主食用米の生産数量目標の配分は廃止されますが、主食用米の消費量は全国で毎年8万tずつ減少していることや、米価を安定するために、今後も「需要に応じた米づくり」に取り組む必要があります。

そのため、当面の間、県水田農業産地づくり対策等推進会議が、国にかわって米の過剰作付けを防ぐため、各地域農業再生協議会へ「生産の目安」を示します。その上で、各市町地域協議会が各生産者へ目安を示す予定です。

今後も農業者の所得を維持・向上するため、水田活用の直接支払交付金（産地交付金）等を活用し、飼料用米を中心とする新規需要米などをはじめ、園芸作物や大豆・麦の導入拡大など、「水田のフル活用」に取り組まれるようお願いいたします。

なお、平成30年からの変更事項等は、以下のとおりです。

## ◆◆ 平成30年から「変わること」・「変わらないこと」 ◆◆

平成30年から「変わること」	平成30年以降も「変わらないこと」
<p>① 国による生産数量目標の配分が廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われるようになります。</li> <li>・「生産調整の見直し」であって、「減反政策の廃止」ではありません。</li> <li>・生産調整の廃止に伴い、「地域間調整」も廃止されます。</li> </ul>	<p>① 需要に応じた生産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主食用米の過剰生産は、米価の下落をまねきません。</li> </ul>
<p>② 米の直接支払交付金（7,500円/10a）の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米の生産数量目標に従って生産した稲作農家等への交付も平成30年から廃止されます。</li> </ul>	<p>② 水田活用の直接支払交付金（産地交付金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町の地域農業再生協議会で設定します。（内容を確認願います。）</li> <li>・飼料用米と高収益作物は今後も助成する予定です。</li> </ul>
<p>③ 収入保険制度の導入（平成31年産から開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入要件として「青色申告1年以上」の実施が必要となります。</li> <li>・補てん方式は、「掛け捨ての保険方式（1/2国庫補助）」と「積立方式（3/4国庫補助）」の組み合わせが基本。積立方式は選択となります。</li> <li>・事業主体は農業共済組合連合会等で、農業共済制度は、当然加入方式から任意加入方式へ移行されます。</li> <li>・他価格補償制度との重複加入はできません。（農業者の方は加入する制度を選択します。）</li> </ul>	<p>③ 経営所得安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲタ対策（畑作物の直接支払交付金）・ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）ともに変更はありません。</li> </ul>
	<p>④ 備蓄米</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30年産備蓄米は、政府買入予定数量は20万トンの予定です。</li> <li>・都道府県優先枠は、全体の50%に当たる10万トンの予定です。</li> </ul>
	<p>⑤ 地域農業再生協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織は継続し、地域農業のあり方を検討する際に中心的な役割を担います。</li> </ul>

# 米の品質向上対策

～万全の対策で高品質米を確保しましょう～

## ◆適期刈取り

平成28年産米は、斑点米カメムシ類の被害を抑えることができ、1等米比率が98%と適正に肥培管理され、「コシヒカリ」は食味コンテストで4年連続「特A」ランクになりました。一方、「ひとめぼれ」は、断続的な降雨による刈り遅れにより、胴割れ等で食味を低下させ、7年継続してきた「特A」ランクから「A」ランクの評価となりました。

刈取適期の目安は、「銘柄米生産情報第5号(9月発行)」をご覧ください。また、籾の黄化程度(黄化率)の判断は、お近くの「適期刈取旗」ほ場の黄化程度を参考に、刈り遅れ等のないように計画的に収穫するようお願いいたします。

## ◆稲わらのすき込み(野焼き防止)

今年は、6月上中旬の低温・日照不足の影響で生育の遅れが見られますが、有機物を投入しているほ場では、その影響が比較的少ない傾向にあります。安定的な米づくりをするため、「土づくり(=地力の維持・向上)」に努めましょう。

野焼きは、法令上、「原則禁止」ですが、毎年、野焼きの煙が散見されます。稲わらは、貴重な有機物資源です。ほ場にすき込みましょう。特に、秋耕は、地力の向上だけでなく、来春の水田でのガス沸きを防止し、苗の初期生育に有効なほか、オモダカやクログワイ等の塊茎から発生する雑草の防除に効果的です。

## 米の全量全袋検査の実施について【お願い!】

福島県産米の安全性及び信頼性を確保するため、平成29年産米も「全量全袋検査」を実施しますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

### 【検査の対象となる米】

出荷・販売する「出荷用米」、「ふるい下米」、自家消費用の「飯米」、親戚などに配る「縁故米」、「小分けして直売するお米」など、県内で収穫されたすべての米が検査対象です。

### 【検査の内容】

検査の手順などは前年度と同じですが、今年度から、全県下で検出下限値(25Bq/kg)以上の米を詳細検査します。なお、平成29年産の米袋へ貼るバーコードラベルは、「桃色」です。

### 【検査の流れ】



## そば・大豆のモニタリング検査について【お願い!】

そば、大豆は、県によるモニタリング検査が公表されるまで、出荷・販売はできません。そば・大豆の生産者は、各市町毎の県の検査結果を確認の上、出荷・販売してください。

### 【検査対象】

出荷・販売を目的としたそば、大豆(黒大豆、青大豆、黄色の大豆も全て「大豆」です。)

### 【検査の内容】

そばは各市町ごとに1点以上、大豆は各市町ごとに3点以上をモニタリング検査します。県は、モニタリング検査のサンプルを、市町や関係団体等と調整します。速やかに出荷できるよう御理解・御協力をお願いいたします。

なお、県公表は、原則火曜日です。出荷・販売が可能かわからない場合、各市町又は農業振興普及部地域農業推進課(電話: 29-5306)までお問い合わせください。